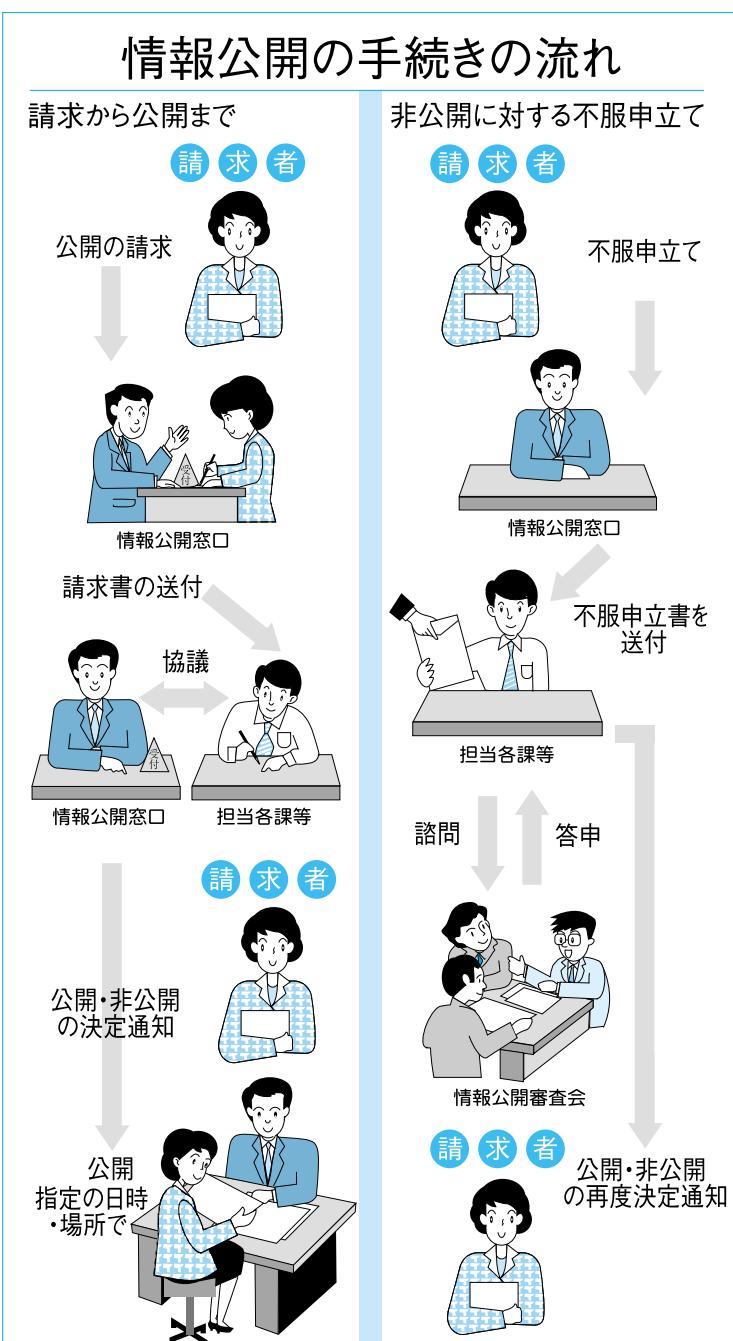


情報公開条例

12月1日から施行 現行を全面的見直し

市では、12月1日「情報公開条例」を施行します。情報公開制度は、市が持っている各種の情報を広く市民のみなさんに公開するものです。同条例は、これを一層進めて市政への理解と信頼を深めていただくことを目的として、これまでの「海老名市公文書公開条例」を全面的に見直し、新たに「情報公開条例」としたものです。



文書法制課が
請求・相談窓口が
14日以内に決定へ

（1）公開窓口

公開請求や相談は、文書法制作課（市役所3階）で受け付けます。

（2）請求の方法

所定の用紙（文書法制作課にあります）に必要事項を記入して窓口に提出してください。郵送による請求もできますが、事前

文書法制作課にて相談ください。

（3）公開・非公開の決定

①決定は、請求日の翌日から起算して14日以内に行い、結果は文書でお知らせします。

②公開の場合はその日時・場所を、非公開の場合は理由を併せてお知らせします。

四

文書法制課(内)
313

①) 徵害員舞金支給額

区分		支給額
弔慰見舞金	火災および風水害による死亡	主として生計を維持していた方 その他の方
	交通事故による死亡	6歳未満 6歳以上20歳未満
		20歳以上
	入院治療を要する傷害を受けたとき	入院5日まで
		6日以上入院したとき

ご利用ください

窓口にお越しになる前に電話で
問 児童福祉課 (内455)

▽必要書類と手続き方法

(1) 必要書類 ▼児童扶養手当の支給を受けている方：健康保険証・児童扶養手当証書（手帳）がない場合は、窓口でお申し出ください) ▼児童扶養手当の支給を受けていない方：状況により必要書類が異なりますので窓口にお越しになる前に電話で

所得を証明する書類。ただし、今年1月1日現在市内に住んでいた方は必要ありません。

(2)手手続き方法 必要書類を持参のうえ、11月29日（金）までに児童福祉課窓口へお越しください。新しい「福祉医療証」は12月下旬に郵送します。

● 罷災見舞金支給制

する必要です。ただし、被害者に故意または重大な過失がある場合は、支給されない場合があります。

▽対象 交通事故、火災・風水害により生じた事故による死または傷害 ▽支給額等

①」とおり ▽申請書類 由請書・交通事故証明書・罹災証明書・死亡診断書または死体検案書・申請者と被害者の関係を証明するもの。

お問い合わせください。
②手続き方法 児童福祉課の窓口へ必要書類を持参のうえ申請してください。該当すると認められる方に「福祉医療証」を交付します。